別表六の二（十七）　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の５第１項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「当期税額基準額 ⑭×$\frac{10又は20}{100}$ ⑮」の欄は、その適用を受ける連結法人に係る連結親法人が中小連結親法人（租税特別措置法第68条の９第６項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）に規定する中小連結親法人をいう。）である場合には「10又は」を消し、その他の場合には「又は20」を消すこと。

3　租税特別措置法施行令第39条の45の５第８項第３号（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に掲げる場合に該当する場合には、「基準雇用者給与等支給額の計算」の各欄は記載を要せず、「基準雇用者給与等支給額 ㉒ ⑵」の欄には、「１」と記載すること。

4　「基準雇用者給与等支給額 ⑳×㉑ ㉒」の欄は、次に掲げる場合に該当する場合には、「基準雇用者給与等支給額 ⑳×㉑×$\frac{70}{100}$ ㉒」として記載すること。

⑴　租税特別措置法第68条の15の５第２項第４号ハに掲げる場合

⑵　租税特別措置法施行令第39条の45の５第８項第１号イ又はロに掲げる場合

⑶　租税特別措置法施行令第39条の45の５第８項第４号に掲げる場合

5　「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 $\frac{各連結法人の㉙の合計}{各連結法人の㉚の合計}$ ㉛」の「②」の欄には、租税特別措置法施行令第39条の45の５第20項に規定する場合に該当する場合は、「０」と記載すること。

別表十一の前に次の一表を加える。